

議案第132号

公の施設（宝塚市立国際・文化センター）の指定管理者の指定について

資料6 赤字の場合の損失補填及び黒字の場合の利益分の取り扱いについて

国際・文化センターの管理運営経費については、市が指定管理者に要求する業務内容及びその基準等を示す業務の概要において、指定管理料及びその他収入による独立採算を基本としていることを示しており、年間の収支差額が赤字となったとしても、不可抗力に伴うものや市の責めに帰すべき事由などの場合を除き、原則、損失補填を行いません。

一方、黒字の場合の利益分の取り扱いについては、宝塚市指定管理者制度運用方針（令和2年4月1日）において、適正な管理運営のもと、当該年度の指定管理料に、コスト削減や利用料金収入の増などで生じた余剰金は、原則、指定管理者に帰属するものとしています。余剰金が過大と認められる場合や指定事業の未実施など指定管理者の努力によらず余剰金が発生した場合、協定時に見込まれていない特段の事情の変更により余剰金が発生した場合については、今後の指定管理料の減額を含め、指定管理者と協議の上、余剰金の配分について決定することと定めており、国際・文化センターについても同様の取り扱いとします。